

連絡事項

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の一部改正について (じょく瘡予防用具の名称変更について)

- 標記については、本年八月十六日に「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成十七年八月厚生労働省告示第三百七十六号）」が公布され、別紙のとおり、各都道府県介護保険主管部（局）長あて管内市町村及び指定福祉用具貸与事業者等への周知をお願いしたところです。
- 本改正の趣旨は、介護保険法において、これまで「じょく瘡予防用具」の種目に属していた福祉用具の貸与について、薬事法第2条第4項で規定される医療機器を貸与するものではないことを明確にすることです。
- このため、現在、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、貸与の商品名、取り扱い説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効果をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等、今般の告示改正の趣旨に照らし、適切な表現に改めるよう、管内市町村及び指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

老振発第0816001号
平成17年8月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」
の一部改正について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条十七項の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）」については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成十七年八月厚生労働省告示第三百七十六号）」が、別添のとおり本日付けで公布され、「じょく瘡予防用具」の種目名を「床ずれ防止用具」に改めたところです。

この趣旨は、介護保険法において、これまで「じょく瘡予防用具」の種目に属していた福祉用具の貸与について、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項で規定される医療機器を貸与するものではないことを明確にするものであるので、現在、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、貸与の商品名、取り扱い説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効能をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等、今般の告示改正の趣旨に照らし、適切な表現に改めるよう、管下市町村及び指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

なお、本通知については、医薬食品局監視指導・麻薬対策課長とも協議済みであることを申し添えます。

○ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>1 ～ 4 （略）</p> <p>5 床ずれ防止用具 （略）</p>
現 行	<p>1 ～ 4 （略）</p> <p>5 じょく瘡予防用具 （略）</p>

連絡事項

福祉有償運送等に係る道路運送法第80条許可の運営協議会の設置状況について

- 訪問介護事業等が行う要介護者等の輸送等に係る道路運送法の許可の取扱いについては、平成16年3月に厚生労働省と国土交通省において取りまとめた「介護輸送に係る法的取扱いについて」（以下「ガイドライン」という。）により、重点指導期間内に所要の許可を取得しない場合には、道路運送法違反として行政処分及び刑事告発の対象となりうるほか、介護報酬の対象としないこととしている。
- NPO等が自家用自動車による要介護者等の有償運送を継続する場合には、道路運送法第80条許可の取得が必要となるが、同許可の取得手続きに当たっては、運営協議会における調整が前提となっている。このため、本年3月に運営協議会の設置状況及び今後の設置の見通しについてアンケート調査を実施したが（参考2の事務連絡を参照）、今般、国土交通省において調査結果を取りまとめたので、情報提供する。
- あわせて、各都道府県においては、市区町村における運営協議会の設置について、引き続き、地方運輸局及び運輸支局等との連絡を密にし、都道府県の積極的な関与により関係市区町村への周知、設置の促進に留意されたい。

介護輸送等に係る運営協議会設置に関するアンケート集計表

別紙

都道府県	市町村数			提出市町村	未提出市町村	Ⅱ 運営協議会の設置意向				Ⅱ-2 運営協議会の設置意向が『無』の場合				
	市	町	村			1. 有	2. 無	3. 既設置	検討中	a. 運送実態がない	b. 市町村との調整が必要	c. 設置を求めてこない	d. 設置方法がわからない	e. その他又は意見等
1 北海道	34	150	23	207	0	81	122	2	2	61	21	33	3	31
2 青森県	9	29	8	47	(1)	26	17	3	1	8	4	5	4	6
3 岩手県	13	29	16	58	0	58	0	0	0					
4 宮城県	13	31	1	35	10	9	21	0	4	11	8	1	1	5
5 秋田県	11	24	7	39	3	5	33		1	21	5	3	4	1
6 山形県	13	27	4	44	0	0	44	0	0	25	8	5	3	19
7 福島県	11	47	25	82	1	6	76			51	15	6	2	8
8 茨城県	26	27	9	62	0	24	32	1	5	11	15	6	3	16
9 栃木県	13	31	2	46	0	46								
10 群馬県	13	27	20	56	4	32	22	2		6	10	5	4	5
11 埼玉県	40	39	6	85	0	85								
12 千葉県	33	39	5	77	0	23	48	5		19	11	14	2	14
13 東京都	26	5	8	40	(1)	33		3	3	6		2		6
14 神奈川県	19	17	1	37	0			37						
15 新潟県	20	17	8	33	12	4	28		1	17	5	2	2	4
16 富山県	10	9	2	11	10	3	19			8	5	3	3	5
17 石川県	10	12		22	0	5	14	1	2	2	4	6	2	4
18 福井県	8	18	3	27	2	4	20	1	1	8	9	4	2	3
19 山梨県	12	16	10	30	8	13	17			6	5	3	1	3
20 長野県	18	30	54	102	0	102								
21 岐阜県	21	24	2	37	10	14	22		1	12	5	6	1	9
22 静岡県	24	31	1	57	(1)	11	43	1	1	22	9	7	2	15
23 愛知県	32	36	6	74	0	46	26	2	13	7	4		6	
24 三重県	15	26	6	47	0	37	10			2	8		1	
25 滋賀県	13	20		32	1	9	21	0	2	5	5	4	2	7
26 京都府	13	24	1	38	0	13	25			7	12	6	6	9
27 大阪府	33	9	1	43	0	43								
28 兵庫県	28	32		60	0	8	52	0	0	23	9	4	3	20
29 奈良県	11	18	14	44	(1)	2	40		2	22	13	74	4	6
30 和歌山県	7	32	4		43									
31 鳥取県	4	16	1	20	1	4	15	1		7	2	6	2	3
32 島根県	8	17	3	29	(1)	3	26			14	4	3	3	6
33 岡山県	14	22	3	33	6			39		7	9	7	4	5
34 広島県	15	14		28	1	3	25			12	7	6	1	5
35 山口県	13	19	1	31	2	1	30	0	0	18	3	5	1	6
36 徳島県	7	25	3	18	17	1	16	1		9	2	2	2	
37 香川県	7	28		36	(1)	1	35	0	0	19	5	4	0	1
38 愛媛県	11	12	1	23	1	1	22	0		13	1	8	1	4
39 高知県	9	26	10	33	12	0	31	2		23	6	5	4	
40 福岡県	26	50	5	39	42	7	30	1	1	19	3	3	1	8
41 佐賀県	8	23	4	36	(1)	16	20			8	8	5	4	4
42 長崎県	11	32	1		44									
43 熊本県	14	42	11	68	(1)	12	49	7		28	10	8	7	8
44 大分県	12	11	2	25	0	4	20		1	9	4	5	2	6
45 宮崎県	9	28	7	44	0	0	44			24	6	11	7	4
46 鹿児島県	15	54	5	60	14	4	71	0	0	35	6	3	1	1
47 沖縄県	10	15	24	44	5	2	40	0		20	6	1	4	6
計	742	1,310	328	2,139	241	801	1,226	109	41	625	272	281	105	263

○ 各県等運営協議会設置状況

平成17年7月31日現在

都道府県	15年度特区により運営協議会設置	16年度運営協議会設置	17.4~17.7末
北海道	【福祉】 【過疎】	枝幸郡歌登町(16.7.21)、空知郡南富良野町(17.3.30)	上磯郡知内町(17.4.20)
青森県	【福祉】 【過疎】	福地村(17.2.15)、七戸町(17.2.16)、八戸市(17.2.16) 福地村(17.2.15)、七戸町(17.2.16)	
山形県	【福祉】		朝日村(17.6.27)
茨城県	【過疎】 【福祉】	常陸太田市(16.9.6)「旧里美村」 阿見町(17.3.29)	東海村(17.7.8)
栃木県	【福祉】		・宇都宮市(17.6.10)、 ・県西部地区「鹿沼市、日光市、今市市、西方町、粟野町、足尾町、藤原町、栗山村」(17.6.30)
群馬県	【福祉】 【過疎】	高崎市(17.2.17)	勢多郡東村・黒保根村(17.5.30)
千葉県	【福祉】	大網白里町(16.12.21)、岬町(17.2.9)、佐倉市(17.3.29)	柏市(17.4.13)、流山市(17.7.28)
東京都	【福祉】世田谷区(15年度特区)	練馬区(16.12.20)、板橋区(17.3.11)	杉並区(17.6.3)、中野区(17.6.22)、太田区(17.6.28)、豊島区(17.6.29)
神奈川県	【福祉】大和市(15年度特区)、	神奈川県【横浜市(16.11.29)、県北部地区(17.2.14) 湘南東部地区(17.2.15)、県央地区(17.3.25)、県西部地区(17.3.28)、湘南西部地区(17.3.30)、川崎市(17.5.20)、横須賀三浦地区(17.6.28)】	
山梨県	【福祉】		都留市(17.6.8)
石川県	【福祉】	輪島市(17.3.1)	志賀町(17.7.8)
長野県	【福祉】三水村(15年度特区)、小海町(15年度特区) 【過疎】	中川村(16.3.29) 中川村(16.3.29)、槽川村(17.1.20)	
福井県	【福祉】	丸岡町(16.7.2)	
岐阜県	【過疎】飛騨市(旧河合村・宮川村「15年度特区」)(17.3.4)		
静岡県	【福祉】	雄略町(16.10.14)	
愛知県	【福祉】 【過疎】		岡崎市(17.4.15) 豊根村(16.7.26)
三重県	【福祉】松阪市(旧飯高町)「15年度特区」		・南勢志摩地区11市町村(17.5.31)
京都府	【過疎】	京都市(17.2.1)	
大阪府	【福祉】枚方市(15年度特区)		大阪府【北摂地区(能勢町、豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊中市、吹田市、摂津市)、泉州地区(堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、能取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町)、中部地区(東大阪市、八尾市、松原市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、美原町、太子町、大阪狭山市、富田林市、河南町、千早赤阪村、河内長野市)、河北地区(寝屋川市、交野市、四条畷市、守口市、門真市、大東市)、大阪市】
兵庫県	【福祉】	宍粟郡山崎町(16.9.2)	
鳥取県	【過疎】	倉吉市(16.7.22)	
島根県	【福祉】	島根町(開催日16.12.15)	
岡山県	【福祉】岡山県(岡山地区、倉敷地区、勝英地区、東備地区、真庭地区、津山地区、(15年度特区)) 【過疎】	岡山市足守地区(16.7.14)	
徳島県	【過疎】上勝町(15年度特区)		
高知県	【福祉】	高知市(16.11.16)、室戸市(17.1.25)	
福岡県	【福祉】	小郡市(16.12.10)	
熊本県	【福祉】菊池市(15年度特区)、玉名市(15年度特区)、熊本県他10市町村(15年度特区)		
大分県	【福祉】		日田市(17.6.22)
沖縄県			
福祉有償運送	10	22(11:7(特区)+4(追加認定地区))	16(6)
過疎地有償運送	2	7	1

※ 西東京市、上越市、古平町、群馬県、小金井市、天草地域(セダン特区認定。運営協議会は未設置)

地方運輸局・運輸支局等 担当窓口

※ 申請手続き、各種問い合わせに関しては運輸支局・事務所にお願いします。

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
北海道運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(011) 290-2742
	札幌運輸支局 輸送課	(011) 731-7167
	函館運輸支局 輸送課	(0138) 49-5700
	旭川運輸支局 輸送課	(0166) 51-5272
	室蘭運輸支局 輸送課	(0143) 44-4026
	釧路運輸支局 輸送課	(0154) 51-2521
	帯広運輸支局 企画輸送課	(0155) 33-3281
	北見運輸支局 企画輸送課	(0157) 24-7631

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
東北運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(022) 791-7530
	青森運輸支局 輸送課	(017) 739-1502
	岩手運輸支局 輸送課	(019) 638-2155
	宮城運輸支局 輸送課	(022) 235-2515
	秋田運輸支局 企画輸送課	(018) 863-5813
	山形運輸支局 企画輸送課	(023) 686-4712
	福島運輸支局 輸送課	(024) 546-0343

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
関東運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(045) 211-7246
	茨城運輸支局 輸送課	(029) 247-5244
	栃木運輸支局 企画輸送課	(028) 658-7011
	群馬運輸支局 企画輸送課	(027) 263-4440
	埼玉運輸支局 輸送課	(048) 624-1032
	千葉運輸支局 輸送課	(043) 242-7335
	東京運輸支局 輸送課	(03) 3458-9233
	神奈川運輸支局 輸送課	(045) 939-6801
山梨運輸支局 企画輸送課	(055) 261-0880	

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
北陸信越運輸局	自動車交通部 旅客課	(025) 244-7579
	新潟運輸支局 輸送課	(025) 285-3124
	富山運輸支局 輸送課	(076) 423-6618
	石川運輸支局 輸送課	(076) 291-7853
	長野運輸支局 輸送課	(026) 243-4603

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
中部運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(052) 952-8036
	福井運輸支局 輸送課	(0776) 34-1600
	岐阜運輸支局 輸送課	(058) 279-3714
	静岡運輸支局 輸送課	(054) 261-2898
	愛知運輸支局 輸送課	(052) 351-5312
三重運輸支局 輸送課	(059) 234-8411	

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
近畿運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(06) 6949-6446
	滋賀運輸支局 企画輸送課	(077) 585-7253
	京都運輸支局 輸送課	(075) 681-9765
	大阪運輸支局 輸送課	(072) 822-6733
	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送課	(078) 453-1104
	奈良運輸支局 企画輸送課	(0742) 61-7823
	和歌山運輸支局 輸送課	(073) 422-2138

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
中国運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(082) 228-3436
	鳥取運輸支局 輸送課	(0857) 22-4110
	島根運輸支局 輸送課	(0852) 37-1311
	岡山運輸支局 輸送課	(086) 273-2113
	広島運輸支局 輸送課	(082) 233-9167
	山口運輸支局 輸送課	(083) 922-5336

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
四国運輸局	自動車交通部 旅客課	(087) 835-6364
	徳島運輸支局 輸送課	(088) 641-4811
	香川運輸支局 企画輸送課	(087) 882-1357
	愛媛運輸支局 輸送課	(089) 956-1563
	高知運輸支局 輸送課	(088) 866-7311

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
九州運輸局	自動車交通部 旅客第二課	(092) 472-2527
	福岡運輸支局 輸送課	(092) 673-1191
	佐賀運輸支局 企画輸送課	(0952) 30-7271
	長崎運輸支局 輸送課	(095) 839-4747
	熊本運輸支局 輸送課	(096) 369-3155
	大分運輸支局 輸送課	(097) 558-2107
	宮崎運輸支局 輸送課	(0985) 51-3952
	鹿児島運輸支局 輸送課	(099) 261-9192

運輸局	運輸支局 担当窓口	電話番号
沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課	(098) 866-0061
	沖縄陸運事務所 輸送課	(098) 877-5140

介護輸送に係る法的取扱い方針

平成16年3月16日

厚生労働省

国土交通省

(1) 訪問介護

- ① 訪問介護事業者が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可（一般又は特定）によることを原則とし、福祉輸送について参入、運賃等について規制を緩和する。
- ② NPO等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者を有償で輸送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ④ 一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して輸送を行う場合は、道路運送法の許可を求めることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化するとともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

(3) 重点指導期間

上記の実施に当たっては、一定の準備期間を設け、業務適正化、許可取得等に向けた重点指導を行う。

取 扱 い 方 針 の 概 要

主 体	事業所が使用する 車両による輸送	登録ヘルパーが使用する 車両による輸送 (訪問介護と連続・一体のもの)
営利法人 (株式会社、有限会社等)	法第4条又は第43条による 事業許可 [セダン可]	法第80条による 有償運送許可 [法第4条又は第43条による 事業許可を受けた事業所 への登録ヘルパーに限る] (運営協議会は不要) [セダン可]
非営利法人 (NPO、社会福祉法人、公益法人等)		法第80条による有償運送許可 (運営協議会の協議を要する) [セダンは特区のみ可]
営利又は非営利の施設 [デイサービス、デイケア ショートステイ等]	施設自らが車両を運行する場合、 当該施設への送迎に限り自家輸送とし、許可不要	

事 務 連 絡

平成17年3月29日

各都道府県担当部長 殿

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長
老健局振興課長
国土交通省 自動車交通局旅客課長

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置状況及び
今後の設置見通しに関する調査のお願いについて

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置については、平成16年3月24日付事務連絡により通知しているところですが、同協議会が設置されている地方公共団体は、極めて少数に止まっているのが現状です。

一方、訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、平成16年3月に厚生労働省と国土交通省においてとりまとめた「介護輸送に係る法的取り扱いについて」（以下「ガイドライン」という。）により、重点指導期間内に所要の許認可を取得しない場合には、道路運送法違反として行政処分及び刑事告発の対象となりうるほか、介護報酬の対象としないこととしています。

NPO等非営利法人が、自家用自動車による要介護者等移動制約者の有償運送を継続していくには、道路運送法第80条許可の取得が不可欠となりますが、同許可の取得手続きに当たっては、運営協議会における調整が前提となります。同協議会の設置には、ある程度時間を要することが想定されるため、現段階において、運営協議会設置に係る各市町村の対応状況及び今後の対応方針を確認したく、標記調査を行うこととしました。つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、各都道府県におかれましては、別紙のアンケート様式により、

◇管内各市町村に対して、至急、調査・回答方をご指示頂くとともに、

◇貴都道府県としての今後の取組方針、具体的予定等を取りまとめていただき、4月27日までに下記の連絡先までご報告方お願い致します。

なお、福祉有償運送適正化等の趣旨をご理解頂き、所管に係る社会福祉法人、NPO等の非営利法人の指導に加えて、地方運輸局及び運輸支局等とも連絡・連携を密にされ、運営協議会設置について、都道府県の積極的な関与により関係市町村を強力に指導されるよう、重ねてお願い致します。

別 紙：「介護輸送等に係る運営協議会設置に関するアンケート」様式

参考資料：●運営協議会設置状況（平成17年1月末現在）

- 運営協議会の設置要領（モデルケースのフロー図）
- 介護輸送ガイドライン：道路運送法の取扱い方針の概念図
- 都道府県担当窓口一覧表／地方運輸局・運輸支局担当窓口一覧表

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室 担当：中村・石原

Tel.03-5253-8568（直通）電子メールアドレス ryokaku@mlit.go.jp

Fax 03-5253-1636

注：国土交通省ホームページに今般のアンケート様式等を掲載しますので、適宜ダウンロードしてご使用下さい。<http://www.mlit.go.jp/> 自動車交通関係の「福祉輸送」です。

介護輸送等に係る運営協議会設置に関するアンケート

自治体名	県	市・郡・区	町・村
担当課・係	部・局	課	係
連絡先	TEL	FAX	
E-mail			

I. 貴市(区町村)内の福祉・過疎地運送の実態

1. 福祉運送又は過疎地運送を行っている団体等の数を把握しておられますか。
 道路運送法に基づく運送許可を取得せずに移送を行っている団体等の数をお教えてください。
 (介護指定等の有無を問わない。)

社会福祉協議会	者	医療法人	者	NPO 法人	者
社会福祉法人(社協以外)	者	介護事業所	者	他()	者

2. 貴市(区町村)内に 移動制約者 は何名おられますか。

要介護者	名	身体障害のうち	名	内部障害のうち	名
要支援者のうち	名	精神障害のうち	名	他()	名
肢体不自由者	名	知的障害のうち	名	交通空白地域	名

3. 貴市(区町村)内に指定訪問介護事業所等(介護保険制度及び支援費制度)は何箇所ありますか。
 (基準該当を含む。)

・介護保険制度 [箇所]	うち非営利法人 [箇所]	
・支援費制度 [箇所]	うち非営利法人 [箇所]	うち制度重複 [箇所]
・上記指定事業所のうち、公的訪問介護サービスに係る移送について、を外部委託等により行っており、自らは行っていないもの [箇所]		

II. 運営協議会の設置意向

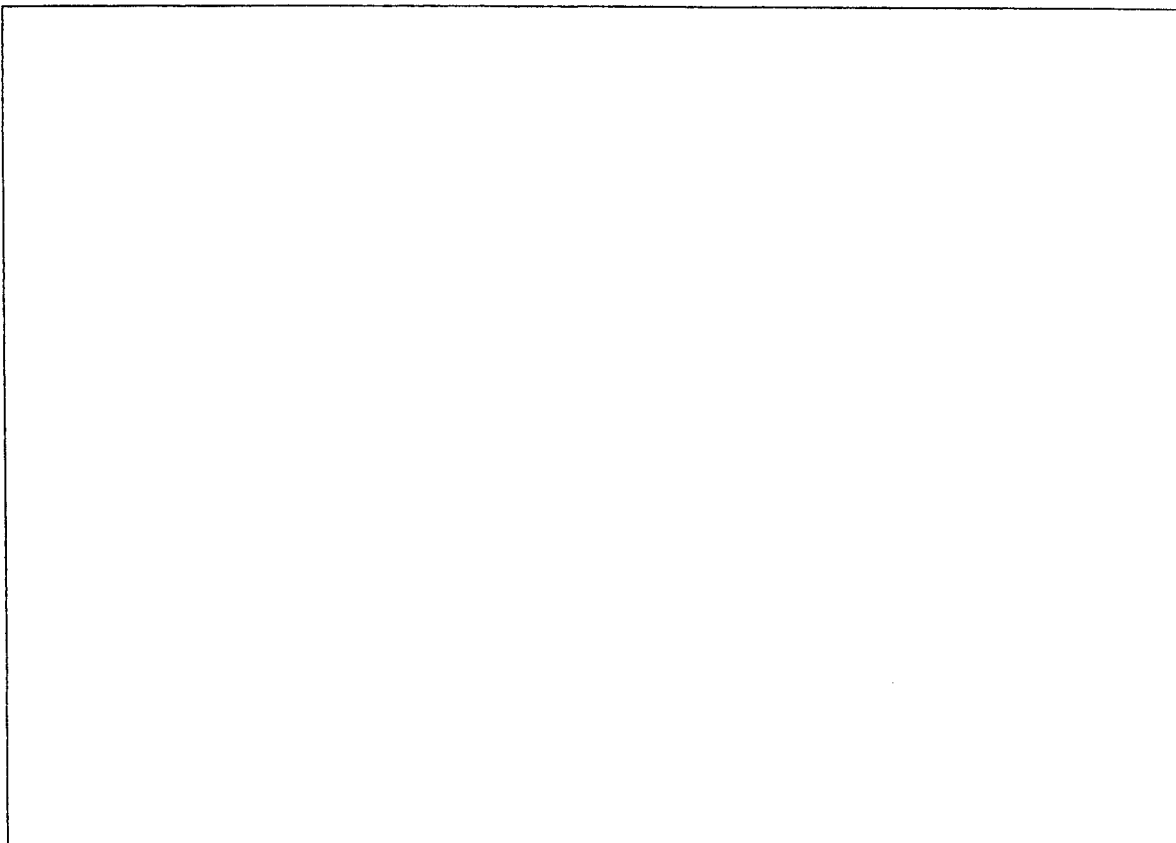
1. 「有」 2. 「無」 3. 「既に設置済み」

1. 「有」と回答の場合、以下に予定等をご記入ください。

運営協議会の主宰者	
想定している構成員 (想定している構成員にチェックしてください。)	
<input type="checkbox"/> 公共交通に関する学識経験者	<input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> バス・タクシー事業者
<input type="checkbox"/> 有償運送の利用者代表	<input type="checkbox"/> NPO 団体 <input type="checkbox"/> バス・タクシー運転者代表
<input type="checkbox"/> 関係する地域の住民代表	<input type="checkbox"/> 介護事業者 <input type="checkbox"/> 他()
有償運送許可申請までのスケジュール (1.~4.の流れで協議会開催予定を記入してください。)	
<input type="checkbox"/> 第一回運営協議会開催予定 _____ 年 _____ 月	
1.福祉有償運送の必要性把握	_____ 年 _____ 月 3.協議会メンバーの選定・依頼 _____ 年 _____ 月
2.設置単位の決定	_____ 年 _____ 月 4.運送主体への周知・誘導 _____ 年 _____ 月

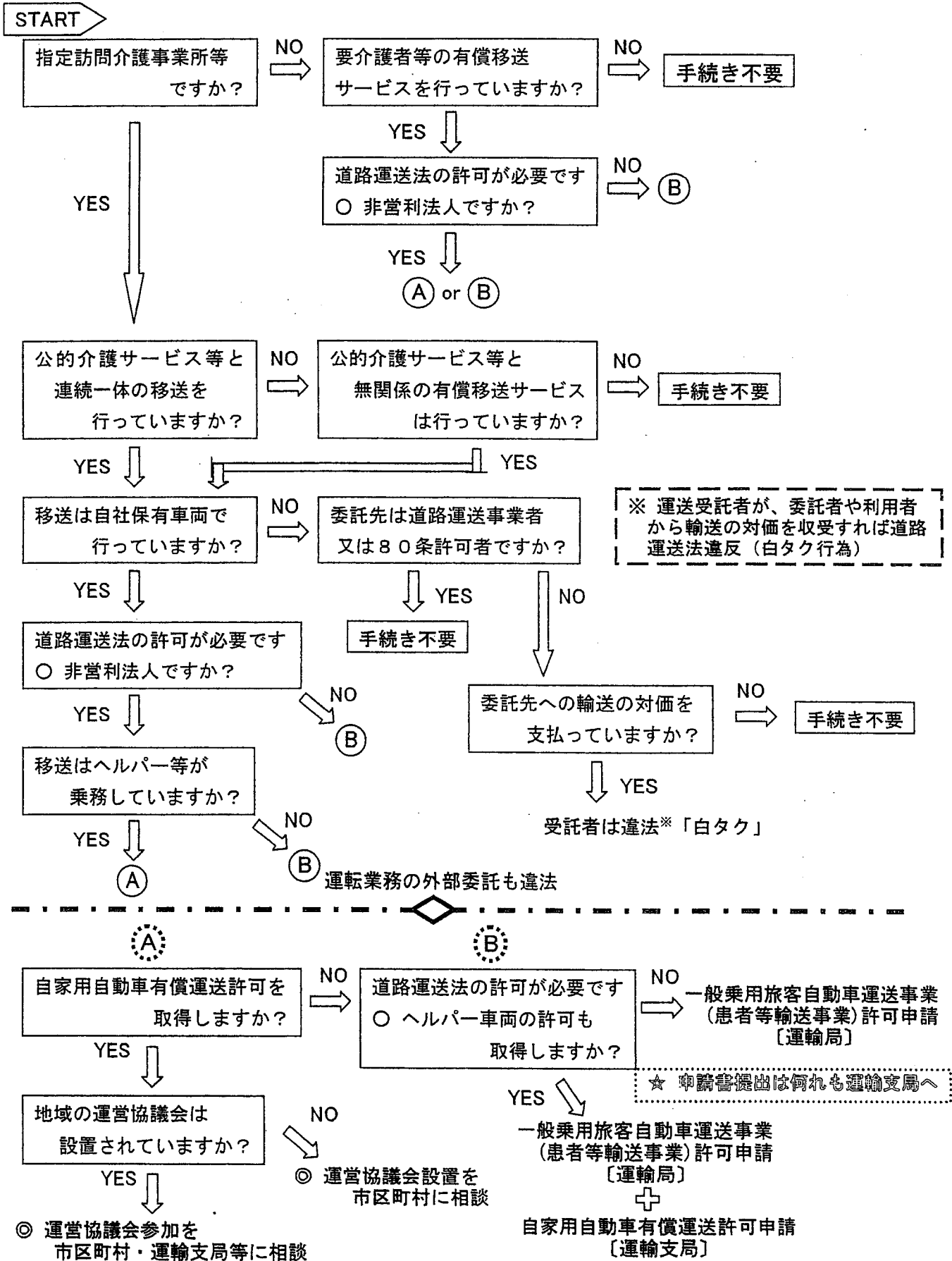
2. 「無」と回答の場合、その理由

- a. NPO 等による福祉運送・過疎地運送の実態がないため
- b. 運送実態が複数市区町村に及んでいる、市町村合併を予定している等協議会設置にあたって、周辺市町村との調整が必要なため
- c. NPO 等が協議会の設置を求めてこないため
- d. メンバー選定等協議会設置の方法がよくわからないため
- e. その他又は意見等



介護輸送ガイドライン

◇要介護者等移動制約者の輸送又は過疎地域ボランティア輸送の道路運送法取扱い◇



運営協議会の設置要領

— 窓口決定から設置までの手順（モデルケース） —

